

草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱

〔令和4年1月6日付け3畜産第1349号
農林水産事務次官依命通知〕

(趣旨)

第1 国産乳製品等の市場の維持・拡大に必要な飼料コスト低減と輸出に向けた高品質な国産牛乳乳製品等の生産のためには、「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)に即し、自給飼料の一層の生産拡大と高品質化を進め、畜産・酪農経営の生産基盤を強化することが必要となっている。

このため、難防除雑草の駆除技術の実証等及び高品質な完全混合飼料(以下「TMR」という。)の安定供給を緊急に推進し、良質粗飼料の増産・供給、飼料自給率の向上等を図る。

(通則)

第2 草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、畜産・酪農経営の生産基盤の強化に資するため、難防除雑草の駆除技術の実証等とTMRの安定供給を緊急に推進し、良質粗飼料の増産・供給、飼料自給率の向上等を図ることを目的とする。

(定義)

第4 本事業における用語については、次のとおりとする。

(1)「農業者団体」とは、次のいずれかの団体をいう。

- ① 農業協同組合
- ② 農業協同組合連合会
- ③ 公社(地方公共団体が出資しているものに限る。以下同じ。)
- ④ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。)
- ⑤ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。)
- ⑥ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。)
- ⑦ 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての

定めがある団体をいう。)

⑧ 事業実施主体が特に必要と認める団体であって、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める要件を満たすもの

(2) 「TMRセンター」とは、TMRの生産・供給を行う次のいずれかの団体をいう。

① 農業協同組合

② 農業協同組合連合会

③ 農事組合法人

④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

⑤ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

⑥ 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の全ての要件を満たすもの

ア 農業を主たる事業として営んでいること。

イ 株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。

ウ 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。

⑦ 事業実施主体が特に必要と認める団体

(3) 「事業参加者」とは、第 5 第 1 号の①の取組については①、第 5 第 1 号の②の取組については②の者をいう。

① 農業者団体又は当該団体を構成する個々の肉用牛若しくは酪農経営を行う農業者等

② TMRセンターの構成員である個々の農業者等

(4) 「高位生産草地」とは、高品質かつ高収量な生産性の高い草地をいう。

(5) 「難防除雑草」とは、有毒であること、家畜の嗜好性が極端に低いことその他の理由により飼料作物の収量又は品質に悪影響を及ぼし、かつ、耕起や除草剤散布といった単一の手法での防除が困難な植物であつて、畜産局長が別に定めるものをいう。

(6) 「飼料生産基盤強化計画」とは、草地難防除雑草駆除対策を行う地区の概要や事業実施内容について農業者団体又はTMRセンター（以下「農業者団体等」という。）が策定する計画をいう。

(7) 「難防除雑草駆除計画」とは、難防除雑草駆除対策を実施するに当たり、難防除雑草の繁茂状況やその駆除、TMRセンターにおける難防除雑草の侵入・拡大防止等のための具体的な対策について農業者団体等が策定する計画をいう。

(8) 「TMR原料品質改善計画」とは、高品質なTMRの安定供給に向けて、バンカーサイロの補改修やTMR原料となるサイレージの品質向上等の取組内容についてTMRセンターが策定する計画をいう（以下「品質改善計画」という。）。)

(事業の内容)

第5 本事業において実施する事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとし、事業実施主体は、別表に定めるとおりとする。

(1) 草地難防除雑草駆除技術実証事業

① 難防除雑草駆除技術の実証

ア 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及

農業者団体が行う難防除雑草駆除計画の策定及び難防除雑草駆除対策の活用・普及に対する助成

イ 調査分析

農業者団体がウの取組を実施するために行う土壌分析、飼料分析、堆肥分析及び地域の概況調査の取組に対する助成

ウ 高位生産草地への転換

農業者団体が難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う高位生産草地への転換の取組に対する助成

エ 事業推進

農業者団体が行うアからウまでの取組の円滑な推進に必要な取組

② TMR生産のための難防除雑草駆除

ア 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・検証

農業者団体等が行う難防除雑草駆除計画の策定及び難防除雑草駆除対策の活用・検証に対する助成

イ 調査分析

農業者団体等がウの取組を実施するために行う土壌分析、飼料分析、堆肥分析及び地域の概況調査の取組に対する助成

ウ 高位生産草地への転換

農業者団体等が難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う高位生産草地への転換の取組に対する助成

エ 事業推進

農業者団体等が行うアからウまでの取組の円滑な推進に必要な取組

(2) 高品質TMR供給支援対策事業

① 調査分析

TMRセンターが高品質なTMR原料となるサイレージを生産するために行う調査、飼料分析等の取組に対する助成

② TMR原料となるサイレージの品質改善対策

TMRセンターが品質改善計画に基づき行う以下の取組に対する助成

ア バンカーサイロの補改修

イ TMR原料となるサイレージの品質向上のための技術実証

③ 事業推進

事業実施主体が行う②のイの実証技術の普及の取組並びにTMRセンターが行う

①及び②の取組の円滑な推進に必要な取組に対する助成

(交付の対象及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表に掲げる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う以下の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

- (1) 草地難防除雑草駆除技術実証事業
- (2) 高品質TMR供給支援対策事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(事業実施期間)

第7 本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

(事業実施手続)

第8 第5の(1)の事業については、次のとおりとする。

- (1) 農業者団体等は、畜産局長が別に定めるところにより飼料生産基盤強化計画を作成し、補助事業者に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) 補助事業者は、(1)により提出された飼料生産基盤強化計画を踏まえ、畜産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、畜産局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、事業実施計画の提出期限は、第11に定める日までとする。
- (3) 飼料生産基盤強化計画及び事業実施計画に関して畜産局長が別に定める重要な変更を行う場合の手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

2 第5の(2)の事業については、次のとおりとする。

- (1) TMRセンターは、畜産局長が別に定めるところにより品質改善計画を作成し、補助事業者に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) 補助事業者は、(1)により提出された品質改善計画を踏まえ、畜産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、畜産局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、事業実施計画の提出期限は、第11に定める日までとする。
- (3) 品質改善計画及び事業実施計画に関して畜産局長が別に定める重要な変更を行う場合の手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

(事業の評価)

第9 補助事業者は、第5に定めるそれぞれの事業ごとに畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

2 補助事業者は、本事業の実施にあたっては、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(申請手続)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第11 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第12 大臣は、第10第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13 補助事業者は、第10第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第12の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第14 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に遅滞なく届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 16 に定める軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2)補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 16 に定める軽微な変更を除く。

(3)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第 17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遂行の状況報告)

第 18 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を大臣及び大臣官房予算課経理調査官宛てに提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、

補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 15 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第 10 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 10 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 21 大臣は、第 20 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 22 大臣は、第 15 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 12 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要

がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条により規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(事業実施状況の報告)

- 第25 補助事業者は、第5の各号に掲げるそれぞれの事業ごとに畜産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を畜産局長に報告するものとする。

(事業評価の報告)

- 第26 補助事業者は、第5の各号に掲げるそれぞれの事業ごとに畜産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、畜産局長に報告するものとする。

(補助金の経理)

- 第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収

入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第28 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第10から第24まで及び第27の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2)間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち草地等について5年間、1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3)前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 2 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第12による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付

すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。

- 4 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(他の施策等との関連)

第29 本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1)環境と調和のとれた農業生産活動

補助事業者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、本事業の事業参加者から、点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、本事業の事業参加者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

(2)家畜共済等への加入促進

本事業における事業参加者は、持続的な事業効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済等への積極的な加入に努めるものとする。

(3)労働安全の確保

農業者団体等は、作業従事者及び本事業の事業参加者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

(4)重複助成の禁止

補助事業者は同一年度に本事業の助成対象経費について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

(委任)

第30 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、交付要綱（草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2生畜第1793号農林水産事務次官依命通知））及び実施要綱（草地難防除雑草駆除技術等実証事業実施要綱（令和3年1月28日付け2生畜第1794号農林水産事務次官依命通知））は廃止する。
- 3 2による廃止前の草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付要綱及び草地難

防除雑草駆除技術等実証事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 (第5、第6、第16関係)

区分	事業実施主体	経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	畜産局長が別に定める公募要領により、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は農業協同組合連合会から選定された団体	(1) 草地難防除雑草駆除技術実証事業		1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減
		① 難防除雑草駆除技術の実証			
		ア 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及に要する経費	定額		
		イ 調査分析に要する経費	1 / 2 以内		
		ウ 高位生産草地への転換に要する経費	1 / 2 以内 (ただし、10a当たりの補助額の上限は1.7万円とする。なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と畜産局長が認める場合は、この限りでない。)		
		エ 事業推進に要する経費	定額		
		② TMR生産のため難防除雑草駆除			
		ア 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・検証に要する経費	定額		
		イ 調査分析に要する経費	1 / 2 以内		
		ウ 高位生産草地への転換に要する経費	1 / 2 以内 (ただし、10a当たりの補助額の上限は1.7万円とする。な		

		エ 事業推進に要する経費	お、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と畜産局長が認める場合は、この限りでない。) 定額		
	畜産局長が別に定める公募要領により、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は農業協同組合連合会から選定された団体	(2) 高品質TMR供給支援対策事業 ① 調査分析に要する経費 ② TMR原料となるサイレージの品質改善対策に要する経費 ア バンカーサイロ補改修に要する経費 イ TMR原料となるサイレージの品質向上技術実証に要する経費 ③ 事業推進に要する経費	1 / 2 以内 1 / 2 以内 定額		

別記様式第1号（第10関係）

〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付申請書
〔〇〇〇事業〕

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり草地難防除雑草駆除技術等実証事業を実施したいので、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱第10の規定に基づき、国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費） （A） + （B）	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 （A）	その他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

（注1）区分欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

（注2）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

- 4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

5 事業着手 年 月 日
文書番号

(交付決定前に着手した場合について、着手年月日及び着手届の文書番号を記載すること。)

6 添付書類

- (1) 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告書の場合は、支出証憑書類（支払経費ごとの内訳を記載した一覧表（別紙）及び領収書、土壌診断書・施肥設計書の写し等の証拠書類
- (4) 間接補助金交付に係る交付規程

※そのほか、農林水産省の求めに応じ、根拠資料を添付すること。ただし、添付資料のうち(1)について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

支出証憑書類一覧表

費目	内容	数量	単価	金額	債権者名	納品 月日	請求 月日	支払 月日

(注1) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載し、又は帳簿の写しを添付すること。

(注2) 書類提出の時点で未払の場合には、予定月を記入すること。

別記様式第2号（第14、第28関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第15関係）

〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金
変更（中止又は廃止）承認申請書
（〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

記（注2）

（記載要領）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

ただし、添付資料のうち定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第17関係）

〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金
遅延届出書（〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号（第18関係）

〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金事業遂行状況報告書
（〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱第18の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号（第19関係）

〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金概算払請求書
〔〇〇〇〇事業〕

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 大臣官房予算課経理調査官 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱第19の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

また、併せて、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告 〇年〇月 末までの 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		備考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日までの 予定 出来高	金額	〇月〇 日までの 予定 出来高	
	円	円	円	%	%	円	%	円	%	

(注)

- 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 下線部は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第20の第1項関係）

〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金実績報告書
（〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱第20第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払証憑書類（支払経費ごとの内訳を記載した資料）及び領収書、土壌診断書・施肥設計書の写し等の証拠書類を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。

別記様式第 8 号 (第 20 の第 3 項関係)

〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金
(〇〇〇〇事業) の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金について、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱第 20 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額	金	円
	(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	
2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1)消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- (2)付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3)3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- (4)補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (5)記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重

複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書その他の、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第9号（第27第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名称：

事業実施年度		〇〇年度		農林水産省所管補助金名							処分制限期間		処分の状況		摘要
番号	名称	規格	取得財産				負担区分			耐用年数	処分制限期間	承認年月日	処分の内容		
			数量	単価	取得金額	取得年月日	保管場所	国庫補助金	〇〇費					〇〇費	
					円			円	円	円					
	合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。